

組合だより

発行 富士市神戸土地区画整理組合
(富士市役所市街地整備課内事務局)

富士市神戸土地区画整理組合広報誌 第14号 平成21年4月発行 Tel. 51-0123 内線2682



◇前号(第13号・H20年10月発行)から現在までの事業の報告について

- 1 役員会(平成21年4月までの間に6回)
- 2 第17回総代会 平成21年3月18日

上記のうち、第17回総代会について報告いたします。

<第17回総代会>

- 議第1号 仮換地指定(第3回)について
- 議第2号 保留地について
- 議第3号 土地区画整理法第90条について
- 議第4号 土地区画整理法第95条第6項について
- 議第5号 平成21年度事業について
- 議第6号 平成21年度収入支出予算について
- 議第7号 平成21年度事業資金の借入れについて
- 議第8号 平成21年度一時借入金について

以上が議案として上程され、総代の皆様に承認されました。

◇仮換地指定通知書について

上記第17回総代会にて、仮換地指定(第3回)は総代の皆様に承認されました。4月上旬頃に仮換地指定通知書を送付いたします。仮換地とは、換地処分の前に各権利者のために指定された仮の土地であり、土地区画整理事業においては、最終的な換地処分を行われるまでには長時間を要するため、その間各権利者に割り当てる土地のことです。一時的に与えられた仮の土地ということではなく、**仮換地がそのまま換地とされることが通常**であります。実際に使用収益できる部分を定め、権利者に通知する書類が、「仮換地指定通知書」です。

詳しい説明については、仮換地指定通知書と共に送付する「仮換地指定の指定に関するお願い」にも記載しておりますので、ご確認ください。

◇平成21年度の主な事業について

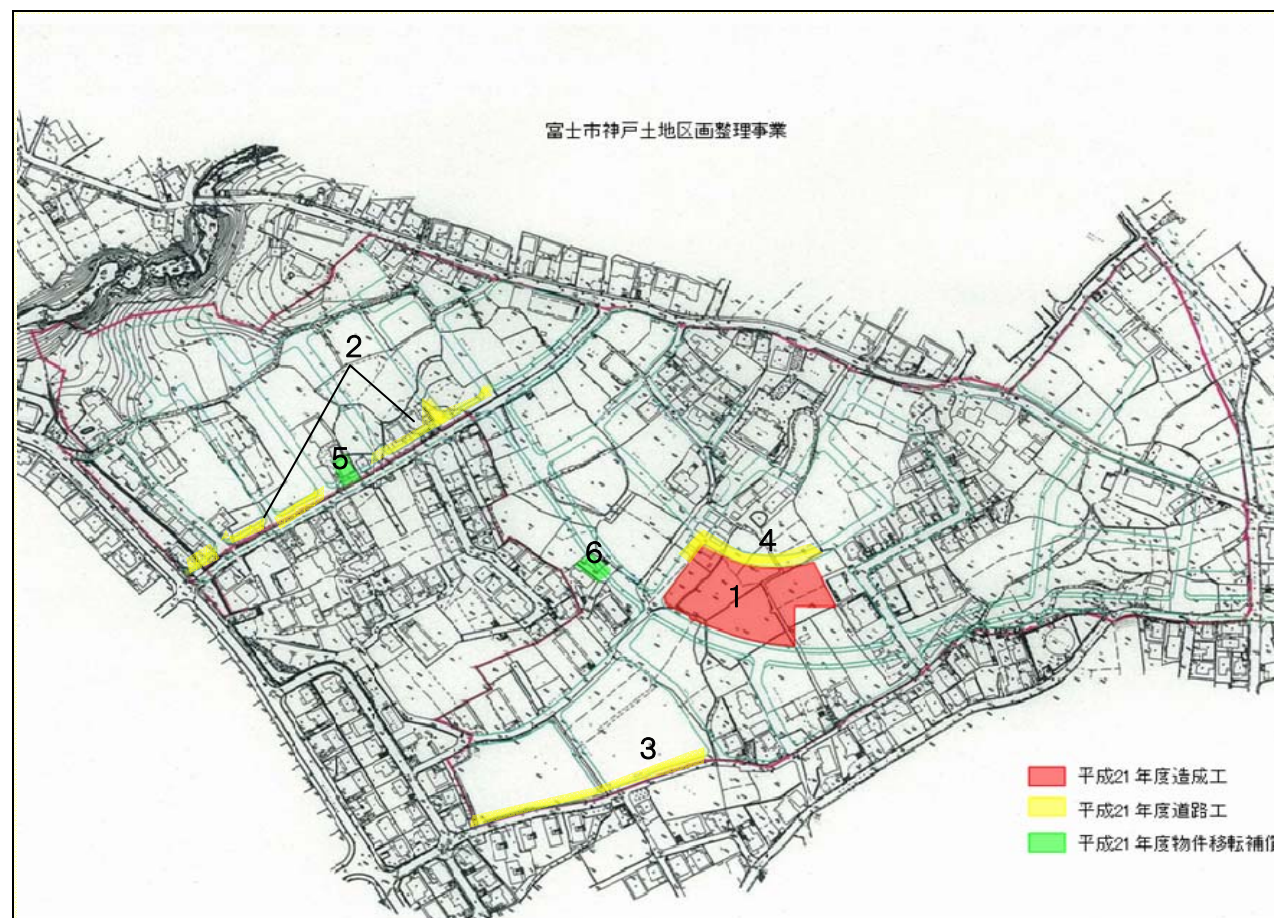
平成21年度事業には下記の事業を予定しております。

- 1 委託事業 物件調査、街区点・画地点測設、街路等設計、上水道布設工事 等
- 2 工事 街路築造工事、造成・擁壁設置工事 等
- 3 補償 建物移転(2件)、工作物補償、立竹木補償、漬地補償 等

工事位置、補償位置等の詳細については、以下のとおりです。

No.	事業内容	事業内容
1	18BL造成工事	4 6M-19号線街路築造工事
2	12M-2号線街路築造工事	5 物件移転補償
3	6M-10号線街路築造工事	6 物件移転補償

●上表の事業No.及び色が下記図面においてその対象箇所を表しています。



土地について相続、売買、贈与等で所有権の変更がある方は事前に事務局
(Tel.51-0123 内線2682)までご連絡ください。